

○宮崎市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例施行規則

令和元年6月7日規則第1号

宮崎市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例（平成31年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(廃棄物処理施設等)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める廃棄物の処分又は積替え若しくは保管を行う施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 法第7条第5項第3号、法第14条第5項第1号又は法第14条の4第5項第1号に規定するその事業の用に供する施設（廃棄物の積替え又は保管を行う施設（以下「積替え保管施設」という。）に限る。）

(2) 法第7条第10項第3号、法第14条第10項第1号又は法第14条の4第10項第1号に規定するその事業の用に供する施設

(廃棄物処理施設等の設置等)

第4条 条例第2条第3号に規定する規則で定める変更は、次の各号に掲げる廃棄物処理施設等の区分に応じ、当該各号に掲げる変更とする。

(1) 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設又は前条第2号に規定する施設 次に掲げる事項に係る変更

ア 構造

イ 処理能力（処理能力を増大させる場合に限る。）

ウ 処理する廃棄物の種類（種類を減少させる場合を除く。）

(2) 前条第1号に規定する施設 次に掲げる事項に係る変更

ア 位置

イ 保管する廃棄物の数量の上限（数量の上限を10パーセント以上増加させる場合に限る。）

ウ 保管する廃棄物の種類（種類を減少させる場合を除く。）

（関係住民）

第5条 条例第2条第6号に規定する規則で定める利害関係を有する者は、次に掲げる者とする。

- （1）本市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であって、関係地域内に居住する者が属するもの
- （2）廃棄物処理施設等からの排水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第9項に規定する生活排水を除く。）が流入する関係地域内の公共用水域（同条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）及び当該公共用水域に接続する公共用水域において、水利権を有する者
- （3）前2号に掲げるもののほか、関係地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有すると認められる者

（条例手続を要する積替え保管施設の設置等）

第6条 条例第5条第1項第1号及び第3号の規則で定める積替え又は保管を行う場合は、次に掲げる一般廃棄物の積替え又は保管を行う場合とする。

- （1）悪臭を発散させるおそれがある一般廃棄物
- （2）火災を発生させるおそれがある一般廃棄物
- （3）法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物

2 条例第5条第1項第5号、第7号及び第8号に規定する規則で定める場合は、次に掲げる産業廃棄物（生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないものとして市長が別に定めるものを除く。）の積替え又は保管を行う場合とする。

- （1）汚泥
- （2）廃油
- （3）廃酸
- （4）廃アルカリ
- （5）動植物性残さ
- （6）動物系固形不要物
- （7）動物のふん尿
- （8）動物の死体
- （9）法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物

（事業計画書の提出）

第7条 条例第7条第1項の規定による事業計画書の提出は、事業計画書（様式第1号）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする場所（以下「計画地」という。）の位置図
- (2) 計画地における廃棄物処理施設等の配置図
- (3) 廃棄物処理施設等の構造及び処理能力（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- (4) 計画地の土地の地番、地目、地積及び所有者の一覧
- (5) 計画地の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
- (6) 事業計画者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (7) 事業計画者が個人である場合にあつては、住民票の写し
- (8) 事業計画者が計画地の土地の所有権を有しない場合にあつては、当該土地を使用する権原を有することを証する書面
- (9) 最終処分場にあつては、次に掲げる図書
 - ア 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする図書
 - イ 埋立処分の計画を記載した書面
- (10) 最終処分場以外の廃棄物処理施設等にあつては、次に掲げる図書
 - ア 処理工程図
 - イ 処理するまでの保管方法を記載した書類
 - ウ 処理後の廃棄物の処理方法を記載した書類
- (11) 計画地付近の現況写真
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 条例第7条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路
- (2) 廃棄物処理施設等を使用する日時
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業計画書の変更の届出)

第8条 条例第8条第1項の規定による事業計画書の変更の届出は、事業計画変更届出書（様式第2号）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 前条第1項の規定により事業計画書に添付して提出した図書に係る変更後の図書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(周知計画書の提出)

第9条 条例第9条第1項の規定による周知計画書の提出は、周知計画書（様式第3号）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 第11条第1項各号に規定する広告の方法ごとにその広告の対象地域を明らかにする図面
(同項第3号に係るものを除く。)
- (2) 条例第11条第2項の縦覧の場所を明らかにする図面
- (3) 説明会の開催場所として予定している場所を明らかにする図面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 条例第9条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第7条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 第11条第1項各号に規定する広告の方法並びにその方法ごとの広告の対象地域及び期間
- (3) 条例第11条第2項の縦覧の場所、期間及び時間
- (4) 説明会の開催を予定する日時及び場所並びにその場所ごとの収容人数
- (5) 条例第13条の規定による事業計画の周知の方法
(周知計画書の変更の届出)

第10条 条例第10条第1項の規定による周知計画書の変更の届出は、周知計画変更届出書（様式第4号）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 前条第1項の規定により周知計画書に添付して提出した図書に係る変更後の図書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(広告の方法等)

第11条 条例第11条第1項の規定による広告は、計画地における掲示及び次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 関係住民に対する印刷物の配布
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- (3) インターネットを利用する方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

2 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第9条第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる事項
- (2) 関係住民は意見書を提出することができる旨、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
- (3) 関係住民から意見書の提出があったときの見解書の周知方法
(縦覧の場所)

第12条 条例第11条第2項の縦覧は、次に掲げる場所で行うものとする。

- (1) 廃棄物処理施設等の設置等に係る手続を所管する市の機関の事務所
- (2) 関係地域を所管する総合支所、地域センター又は地域事務所
- (3) 事業計画者の事務所
(説明会の開催)

第13条 条例第12条第1項の規定による説明会の開催は、関係地域内において行うものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 事業計画者は、説明会の開催の日時を関係住民の参集の便をできる限り考慮して定めるものとする。

3 事業計画者は、説明会に参加した者に対して、事業計画の内容を平易に記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を分かりやすく説明するよう努めるとともに、関係住民が条例第15条の規定により意見書を提出することができる旨を説明するものとする。

(周知状況の報告)

第14条 条例第14条に規定する周知状況の報告は、事業計画周知状況報告書(様式第5号)に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 条例第11条第1項の規定による広告に用いた図書(電子計算機の映像面に表示されるものを印刷した図書を含む。)又はその写し
- (2) 条例第13条の規定による事業計画の周知に用いた図書(電子計算機の映像面に表示されるものを印刷した図書を含む。)がある場合にあつては、当該図書又はその写し
- (3) 説明会において参加した者に配布した図書
- (4) 説明会で交わされた質問及び回答の要旨を記載した図書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(意見書の提出)

第15条 条例第15条第1項に規定する意見書の提出は、意見書(様式第6号)により行うものとする。

る。

(見解書の提出)

第16条 条例第16条第1項に規定する見解書の提出は、見解書(様式第7号)により行うものとする。この場合において、見解を補足するために必要な図書があるときは、当該図書を添付するものとする。

2 第11条第1項の規定は、条例第16条第2項に規定する見解書の周知について準用する。

3 条例第16条第3項の規定による報告は、見解書周知状況報告書(様式第8号)に周知に用いた図書(電子計算機の映像面に表示されるものを印刷した図書を含む。)又はその写しを添付して行うものとする。

(生活環境保全協定の締結が不要な場合)

第17条 条例第18条第1項の規則で定める場合は、事業計画において、関係地域の生活環境の保全上必要な事項について十分な配慮がなされており、関係住民から意見書の提出がなかった場合又は関係住民から市長に対し生活環境保全協定の締結が不要である旨の申出があった場合とする。

(あっせん)

第18条 条例第19条第1項のあっせんの申立ては、あっせん申立書(様式第9号)により行うものとする。

(手続終了の周知)

第19条 条例第21条第1項の規定による周知は、次の各号のいずれかの方法により、当該周知を開始した日から起算して14日を経過する日までの間、行うものとする。

- (1) 市の掲示場への掲示
- (2) インターネットを利用する方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(事業計画の廃止の届出等)

第20条 条例第22条第1項の規定による届出は、事業計画廃止届出書(様式第10号)により行うものとする。

2 条例第22条第2項の規定による広告は、第11条第1項各号に掲げるいずれかの方法により、当該広告を開始した日から起算して14日を経過する日までの間、行うものとする。

(進捗状況等の公表)

第21条 条例第23条に規定する進捗状況等の公表は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

(公表)

第22条 条例第27条第1項の規定により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業計画の内容
- (3) 勧告の内容

2 第19条の規定は、条例第27条第1項の規定による公表について準用する。

(適用除外)

第23条 条例第29条第1号に規定する規則で定める廃棄物処理施設等は、工場又は事業場（工事及び作業の現場を含む。）の敷地内において、当該敷地内から排出される廃棄物のみを処理するため、当該廃棄物の処理に必要な期間に限って設置する移動式の廃棄物処理施設等とする。

2 条例第29条第2号の規則で定める団体は、国又は他の地方公共団体とする。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

事業計画書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所
事業計画者 氏 名 印
〔法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕
電話番号

宮崎市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物処理施設等の設置等の目的	
計 画 地	
廃棄物処理施設等の種類	
廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類	
廃棄物処理施設等の処理能力（最終処分場にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	
廃棄物処理施設等の構造、設備及び維持管理の計画	
廃棄物処理施設等の災害防止のための計画	
廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路	
廃棄物処理施設等を使用する日時	
備 考	

注意事項

- 1 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 宮崎市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第7条第1項各号に掲げる図書を添付してください。

事業計画変更届出書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所
事業計画者 氏 名 印
〔 法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕
電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画書を変更することとしたので、宮崎市の廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
備 考		

注意事項

- 1 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 宮崎市の廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第8条各号に掲げる図書を添付してください。

周知計画書

年 月 日

宮崎市長 殿

事業計画者 住 所
氏 名 印
〔 法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕
電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画書に係る周知計画を定めたので、
宮崎市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関
する条例第9条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物処理施設等の設置等の目的		
計 画 地		
廃棄物処理施設等の種類		
広告に関する事項	方 法	
	対象地域	
	期 間	
縦覧に関する事項	場 所	
	期 間	
	時 間	
説明会の開催に関する事項	日 時	
	場 所	
	収容人数	
その他事業計画の周知に関する事項		
備 考		

注意事項

- 1 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 宮崎市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第9条第1項各号に掲げる図書を添付してください。

周知計画変更届出書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所
事業計画者 氏 名 印
〔 法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕
電話番号

年 月 日付けで提出した周知計画書を変更することとしたので、宮崎市の廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
備 考		

注意事項

- 1 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 宮崎市の廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第10条各号に掲げる図書を添付してください。

事業計画周知状況報告書

年 月 日

宮崎市長 殿

事業計画者 住所
氏名 印
〔法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕
電話番号

年 月 日付けで提出した周知計画書に基づき事業計画の周知を終了したので、宮崎市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例第14条の規定により、次のとおり報告します。

廃棄物処理施設等の設置等の目的		
計 画 地		
廃棄物処理施設等の種類		
広告の実施状況	方 法	
	対象地域	
	期 間	
縦覧の実施状況	場 所	
	期 間	
	時 間	
説明会の開催状況	日 時	
	場 所	
	参加人数	
その他事業計画の周知の実施状況		
備 考		

注意事項

- 1 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 宮崎市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第14条各号に掲げる図書を添付してください。

意見書

年 月 日

事業計画者 様
（宮崎市長経由）

住 所
提出者 氏 名 印
〔 法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕
電話番号

事業計画について意見を有するので、宮崎市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり提出します。

関係住民の区分	1 関係地域内に居住する者 2 本市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であって、関係地域内に居住する者が属するもの 3 廃棄物処理施設等からの排水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第9項に規定する生活排水を除く。）が流入する関係地域内の公共用水域（同条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）及び当該公共用水域に接続する公共用水域において、水利権を有する者 4 その他関係地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有すると認められる者（利害関係の内容）	
事業計画の概要	事業計画者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
	計 画 地	
	廃棄物処理施設等の種類	
生活環境の保全上の見地からの意見		

注意事項

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲み、（ ）内に必要な事項を記入してください。
- 2 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

見解書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所
事業計画者 氏 名 印
〔 法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕
電話番号

年 月 日付けで送付のあった意見書に記載された意見に対する見解
を取りまとめましたので、宮崎市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並び
に紛争の予防及び調整に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり提出しま
す。

周知に関する事項	方 法	
	対 象 地 域	
	期 間	

意見書に記載された意見の概要	左記の意見に対する見解

注意事項

- 1 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 見解を補足するために必要な図書があるときは、当該図書を添付してください。

見解書周知状況報告書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所
事業計画者 氏 名 印
〔 法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕
電話番号

年 月 日付けで提出した見解書の周知を終了したので、宮崎市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例第16条第3項の規定により、次のとおり報告します。

事業計画の概要	計 画 地	
	廃棄物処理施設等の種類	
周知の実施状況	方 法	
	対 象 地 域	
	期 間	
備 考		

注意事項

- 1 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 周知に用いた図書（電子計算機の映像面に表示されるものを印刷した図書を含む。）又はその写しを添付してください。

あっせん申立書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所
申立者 氏 名 印

〔 法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕

電話番号

宮崎市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおりあっせんで申し立てます。

申立者の区分	1 事業計画者	2 関係住民等
事業計画	事業計画者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
	計 画 地	
	廃棄物処理施設等の種類	
意見の調整の相手方	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
あっせんで申し立てる理由		
交渉経過の概要		

注意事項

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲んでください。
- 2 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

事業計画廃止届出書

年 月 日

宮崎市長 殿

事業計画者 住 所
氏 名 印
〔 法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕
電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画を廃止することとしたので、宮崎
市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する
条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物処理施設等の設置等の目的	
計 画 地	
廃 棄 物 処 理 施 設 等 の 種 類	
廃 止 予 定 年 月 日	
事業計画の廃止の広告の方法及び 期間	
備 考	